平成２９年（フ）第４３５号
栃木県那須郡那珂川町小口1340　南平台マンション306、住民票上の住所栃木県大田原市亀久363番地
債務者　深澤　由香
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５１号
栃木県栃木市西方町金崎192番地２　ハピネスタウンＡ103、前住所栃木県小山市駅南町５丁目11番１号　レオパレス　ボンボネラモモ　207号室
債務者　新田　祐樹
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９２号
栃木県佐野市久保町270番地１
債務者　深澤　幸彦
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４１９号
栃木県宇都宮市中里町3035番地３　ウィステリアＡ101、前住所栃木県宇都宮市駒生町1088番地33　ロイヤルテラスⅡＢ201
債務者　渡邉　奈々（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２２号
岡山市東区松新町221番地１　レオパレス本城203号、前住所岡山市中区湊292番地１シャーメゾン・湊弐番館201
債務者　藤澤　千景（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６号
長崎県平戸市岩の上町286番地　市営大膳原住宅２－15号、従前の住所長崎県平戸市宝亀町1457番地
債務者　中辻シズエ（旧姓沼舘）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第４３９５号
大阪市住吉区長居東１丁目26番７号、前住所大阪市東住吉区駒川４丁目５番14号　ジュネス駒川　１Ａ号
債務者　Ｃｈｅｒｉｅ　ＨＡＩＲ（シェリーヘアー）こと　石田　伸幸
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
愛媛県喜多郡内子町大瀬中央6377番地
債務者　松本　　尊
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２６号
愛媛県大洲市若宮291番地１市営堀の内団地Ｂ－404号
債務者　仲川　浩徳
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２７号
愛媛県大洲市若宮291番地１市営堀の内団地Ｂ－404号
債務者　仲川　美香
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第４３２号
栃木県さくら市氏家3450番地126　エクセレントⅢ201号室
債務者　後藤　恵利（旧姓桜本）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７３号
栃木県さくら市氏家1192番地21
債務者　國分佳代子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９１号
栃木県佐野市浅沼町337番地１　アピアランス202
債務者　横塚　昭夫
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３６３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ３街区２棟306号
債務者　久野　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７８号
横浜市青葉区市ケ尾町20番地14
債務者　佐藤日出男
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部